

3 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）

<背景>

- ▶ 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要。

<取組指針 及び 解説・事例集の作成>

- ▶ 取組指針は、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示すもの。
- ▶ 地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成と見直し等により、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備することを期待。消防団、自主防災組織、NPO、企業、大学等が活動に取り組む際にも参考にしていきたい。
- ▶ チェックシートや事例を盛り込んだ「解説・事例集」も作成。

<参照>

URL : <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

(参考)

男女 防災 取組指針

検索

15

■ チェックシート

災害発生時に関係者に配布して活用いただくことを想定

備蓄チェックシート

女性、子どもに必要な備蓄品目の例

- 備蓄の品目や数量については、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性等が参画して、検討することによいでしょう。
- 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えることが必要です。乳幼児の粉ミルクは衛生環境が確保された状況下での使用が前提であり、粉ミルクや哺乳瓶だけではなく、水やお湯を沸かす道具も必要ことから、「粉ミルク、お湯、哺乳瓶、消毒剤」がセットで供給されることが重要です。生理用品、離乳食用品、植おむつ用品等についても、同様に必要なものをセットで備蓄し、供給します。

生理用品

- ☐ 生理用ナプキン（長時間用もあるとよい）
- ☐ サニタリーショーツ
- ☐ 清潔綿
- ☐ 衣類のシート
- ☐ 中身の替えないごみ袋

授乳用品

- ☐ 粉ミルク（調乳用）：哺乳瓶の衛生が確保される前提での提供
- ☐ アレルギー用ミルク
- ☐ 乳幼児用飲料水（軟水）
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ 哺乳瓶用の消毒剤
- ☐ 消毒かき器（電気が使えない際も想定した乾電池式もしくは乾電池式のもの）

離乳食用品

- ☐ ベビーフード（アレルギー対応食を含む）
- ☐ スプーン

植おむつ用品

- ☐ 小児用紙おむつ
- ☐ おしりふき
- ☐ ごみ袋
- ☐ 乳幼児用替え
- ☐ ベビーバス（赤ちゃんのお尻を洗うために必要）

その他

- ☐ 預けこば
- ☐ 授乳用ポンチョ
- ☐ 下着（いろいろなサイズ）

平常時にしておくべきこと

- 食料、生活必需品等については、個人によってニーズも異なり、また、各人が最低3日分の量を備蓄することが望ましいことから、備蓄している品目（可能であればメーカー名や製品名）や量、備蓄場所を住民に示し、各人の備えを促すによいでしょう。
- 備蓄の品目、数量、備蓄場所及び保管期限を定期的に点検することも必要です。

避難所チェックシート

避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。

女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえた避難所運営を行うため、管理責任者や自治的な運営組織の役員には男女両方が参画します。

女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設

- ☐ 異性の目線が気にならない密閉し、更衣室、休憩スペース等
- ☐ 授乳室
- ☐ 間仕切り用パーティションの活用
- ☐ 乳幼児のいる家庭用エリア
- ☐ 単身女性や女性のみの世帯用エリア
- ☐ 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（個室設置）・入浴設備の設置（個室トイレは、女性用を多めにするが望ましい）
- ☐ ユニバーサルデザインのトイレ
- ☐ 女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備

男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理

- ☐ 管理責任者への男女両方の配置
- ☐ 自治的な運営組織の役員への女性の参画の確保（女性の割合は少なくとも3割以上を目標とする）
- ☐ 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握（民間支援団体等の協力によるニーズ調査、意見箱、女性リーダーによる意見の集約等）
- ☐ 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当による配布
- ☐ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の役割分担（奥女を問わずできる人が分担し、性別や年齢によって役割を固定化しない）
- ☐ 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施（個室やパーティション等を活用し、プライバシーを確保したスペースで実施）
- ☐ きめ細かな支援に活用できる避難者名簿の作成及び情報管理の徹底（氏名、性別、年齢、文書の必要性、健康状態、服薬や介護を要する状況等）、外部からの問い合わせに対する情報の開示・非開示の対応、等）
- ☐ 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- ☐ 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力を許さない環境づくり
- ☐ 防犯ブザーやホイッスルの配布
- ☐ 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知

平常時にしておくべきこと

- 男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に記載しておくとともに、平常時において、指定避難所とその地域の住民等による組織を作り、訓練等を通じ、災害時に避難所に円滑に開設・運営できるようにしておくことが必要です。

このほか「応急仮設住宅チェックシート」も作成

16

（１）基本的な考え方

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となる。

2. 「主体的な担い手」として女性を位置づける

女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての進することが重要。



被災地に向かう災害支援ナース

3. 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮することが重要。

17

4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要。

5. 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する

地域における男女共同参画の推進は、これまでも地方公共団体と民間が連携・協働し、取組を進めているが、災害時には平常時以上に民間と行政との協働が重要。

6. 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける

平常時及び災害時における役割を明確化し、他部局との連携を図るとともに、地域防災計画等にその役割を位置づけることが重要。

7. 災害時要援護者への対応との連携に留意する

女性の意見を取り入れることは、災害時要援護者の視点を反映することにつながる。

18

（２）各段階において必要とされる取組

１．事前の備え・予防

- 防災担当部局の担当職員について、その男女比率を少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけることや管理職への登用等、女性職員の採用・登用の促進に取り組むこと。
- 防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。
- 女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄するとともに、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに調達・輸送できるようにすること。
- 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。

19

【取組事例１】子育てサークルと協働した訓練の計画・実施 （新潟県長岡市）

- 長岡市では、平日昼間の、地域に乳幼児のいる母親や高齢者が多い時間帯に災害が起こった場合を想定し、男女共同参画の視点から、住民参加型で「平日日中の災害発生に備えるワークショップ」を２地区で開催し、同月末に、それぞれの地区で防災訓練を実施した。
- 昼間は高齢者が多い地区では、町内の班ごとの安否確認をすることから始め、消火栓や発電機の使い方を学んだ。一方、子育て中の親が多い地区は実際に子どもを連れて避難所まで歩き、それぞれが気付いたことを地図に記入したり、授乳室や子どもの遊び場の確保といった母親の視点からの避難所設営等を訓練した。



ワークショップの様子

20

2. 発災直後の対応

- 妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。
- 応急対策に係る政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性の職員を配置すること。
- 救助・救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して速やかに実施されるよう、災害直後から子育て・介護支援を実施すること。



駐屯地内での一時預かり所

- 帰宅困難者が大量に発生することが想定されている地域においては、平常時に協定等を締結した駅周辺の商業施設や大学等に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請すること。

21

【取組事例2】災害時における保育所の早期復旧（仙台市）

- 東日本大震災では、行政職員はもとより、消防職員や警察官、自衛隊員、医療従事者、福祉施設職員など住民も含めた総力で震災対応を行わなければならない状況だったため、発災当日に施設の安全を前提とした保育継続の方針を決定し、保育所へ周知を行った。
- この決定を受け、市立保育所だけでなく、私立認可保育所も、建物被害により園舎が使用できなくなったところを除き、保育所を閉所せず保育を継続し、47か所の市立保育所は震災翌日の3月12日も継続して保育が実施され、私立認可保育所についても、8割近い保育所が震災翌日も保育を継続し、発災後13日目からは全保育所で保育が実施された。

22

3. 避難所

- 開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。
- 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。
- 女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫すること。
- 女性や子どもに対する暴力等を予防するため、巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。
また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。



避難所間仕切り



女性用更衣室

23

【取組事例3】ボランティアに頼る炊き出しから専属スタッフの雇用へ（宮城県山元町）

- 町の保健福祉課の女性職員（管理栄養士）は避難所の巡回を通じて、震災直後の物資供給もままならない状況の中で、避難所ごとに食事の内容やバランスに差があることを感じ、避難者の健康のためにも、最低限の栄養管理が必要という認識を持った。また、炊き出しに当たっている女性たちに疲労の色が濃いこともわかった。
- そこで、避難所ごとの炊き出しをやめ、庁舎の空きスペースで一元調理して避難所に運搬することにした。また、平成23年4月には庁舎の敷地内に調理棟を建設した。千人規模の食事を毎日調理するには、炊き出しをボランティアに頼るのではなく、仕事として専属のスタッフを雇用することが必要と考え、緊急雇用創出事業を活用して、町の臨時職員として栄養士1名（女性）と調理スタッフ7名（うち女性6名）を雇用した（同年5月から9月末まで）。



調理棟での炊き出しの様子

24

4. 応急仮設住宅

- 入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。
- プレハブ型の応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。
- 生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- 男性としての重圧や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。



買物を代行する支援員

25

【取組事例 4】 仮設住宅での男性向けの健康教室 (宮城県石巻市)

- 石巻市では、大橋地区の仮設住宅に入居している男性を対象として、健康づくりと交流を目的とした健康教室「大橋メンズクラブ」を開催している。「健康づくり」を前面に出しつつ、仮設住宅の中で懸念される閉じこもりや自殺、孤独死、ストレスや寂しさ等から来るアルコール依存等を防ぐことを目的としている。講座の内容は、「お酒と上手に付き合うには」「生活習慣病予防」「お口の健康」などの健康講話、調理実習・試食、運動、健康相談、血圧測定・体重測定等である。
- 健康教室は、市、訪問支援員、看護協会の三者が主催しており、仮設住宅の訪問支援員は、当初の企画や参加の呼びかけ、各回の運営において大きな役割を果たした。また、運営には、外部の様々な支援者や、食生活改善推進員等、仮設住宅の入居者もボランティアで関わっている。
- 参加者の間では自然発生的なつながりが生まれ、自主グループ化も視野に入れて活動が続けている。



活動の様子（料理教室）

26

5. 復旧・復興

- 復興計画の作成に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- 住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。
- 災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。住宅には、入居者同士の交流等が図れるよう、集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。
- 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。

27

【取組事例 5】防災集団高台移転に際し女性だけのワークショップを実施（宮城県石巻市）

- 石巻市北上町十三浜地区では、石巻市北上総合支所のほか、大学教授、NPO、日本建築家協会等がボランティアで関わり、集団高台移転に向けた住民の合意形成に向けた意見交換を開始した。この地域では、地域のことは各家庭の「家長」（多くは男性）が集まって決めることが慣習となっていたが、総合支所の職員は、新潟県長岡市山古志村の災害復興まちづくりを視察した際に聞いた情報を基に、早い段階から話し合いの場に女性が参画することの重要性を認識し、女性だけが集まって話し合う機会を設けることとした。
- 女性だけのワークショップでは、非常に活発な意見が飛び交った。男性であれば「家長」という立場を意識して見栄を張ってしまうような場面もあるところ、女性たちは、高台移転についての不安もお金のことなども含めて率直な思いが語られた。
また、家族や地域のことをよく知っていることから、「高台に移転した場合、おばあさんが何かあった時に浜からすぐ上ってこられる勾配の道があるか」など、日常の小さな気づきも指摘された。



ワークショップの様子

28

6. その他

- 大規模災害等において被災者が広域的な避難を行う場合、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。
- 民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。
- 防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に関して、男女別統計の整備に努めること。

29

【取組事例6】男女共同参画センターを活かした広域避難者のつながりづくり（埼玉県）

- 埼玉県男女共同参画推進センターは、東日本大震災後、さいたまスーパーアリーナに避難してきた避難者に、センター内のシャワー室及び休憩所を提供した。これをきっかけに、避難所閉鎖後も避難者への支援を継続したいとの思いから、センターボランティアと協同し、広域避難者の集いの場を企画した。
- 平成23年9月から、月に2回定期的に、センターの和室を会場とした交流事業「さいがい・つながりカフェ」を開催している。運営は、ボランティアによる実行委員会形式で行うこととし、センターは、活動の側面支援や、広報協力を行っている。
- カフェは、その時々でアロママッサージやお茶、化粧など様々な特技を有するボランティアが参加し、広域避難者同士の交流を促進している。参加者からは、「知らない地域に来て知らない人ばかりの中で、カフェのことを知り、ようやく人と話すことができた」といった声も聞かれている。



「さいがい・つながりカフェ」の様子

30